

日造園協発第 208 号
令和 5 年 12 月 20 日

総支部長・支部長 各位

(一社)日本造園建設業協会
資格制度委員長 卯之原 昇

2023 年度 「街路樹剪定士指導員研修会・スキルアップ研修会」開催のお知らせ 及び 受講者推薦のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より当協会の事業活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の「街路樹剪定士指導員研修会」および「街路樹剪定士指導員スキルアップ研修会」を、関東・甲信総支部（群馬県太田市）で実施することといたしました。

つきましては、総支部・支部におかれまして、両研修会の受講希望者がおりましたら、別紙の開催案内をご確認のうえ、下記の「受講資格」を満たした方の推薦書の提出をお願いいたします。

※ 受講資格（「街路樹剪定士資格制度規程」より）※

第15条 指導員研修会を受講することができる者の要件は、次のすべての要件を満たしていることとする。

- (1)街路樹剪定士の登録認定者であって、登録認定後5年以上の実務経験を有する者
又はそれと同等と所属する日造協総支部の総支部長または日造協支部の支部長が認めた者であること
- (2)日造協の正会員に所属していること
- (3)所属する日造協総支部の総支部長または日造協支部の支部長の推薦を受けていること

実技用の樹木数に限りがあるため、申込多数の場合は次年度の受講をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

また、過年度の指導員研修会の修了試験において不合格になった方については、優先的に受付いたします。

来年度以降も引き続き計画的に開催しますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

敬具

※ 推薦される受講者へ別紙「開催案内」と「受講申込書」をお渡し下さい。

※ 受講料・認定料は、総支部または支部が負担しているところと受講者にご負担いただいているところがございます。本部では決めかねますので、負担者の判断は総支部または支部に一任致します。

※ ご推薦いただいた方でも、指導員として認定できるレベルに達していない場合は不合格となります。